

新地方公会計制度実務研究会（第4回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年6月28日（木）13:00～15:00
- 場所：総務省低層棟1階共用会議室2
- 出席者：跡田座長、桜内委員、森田委員、和田委員、
高林委員（浜松市）、竹内委員（倉敷市）、
椎川大臣官房審議官、平嶋地方債課長、青木財務調査課長他

【議題】

- (1) 財務書類作成のためのマニュアル案等について
 - ・ 基準モデル（桜内委員）
 - ・ 総務省方式改訂モデル（森田委員）
- (2) 今後のスケジュール等について
- (3) その他

【配布資料】

- 資料1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」をまとめるにあたって（案）
- 資料2 桜内委員提出資料
- 資料3 森田委員提出資料
- 参考資料 事務局提出資料

【概要】

- 出席者からの主な意見・質疑等
 - ・ 実務的に検証した結果、平成18年5月に作成された「新地方公会計制度研究会報告書」との変更点はあったのか。
 - ・ 総務省方式改訂モデルを段階的に発展させ、複式簿記の考え方を導入すると最終的に基準モデルと同一になるのか。
 - ・ 他会計との連結を行う場合、会計基準が異なるため困難と推測されるが、公営企業の会計基準を見直すなど、なんらかの方法を考えているのか。
 - ・ 基準モデルは、倉敷市の結果を受けて若干の科目構成の変更を行ったが大きな変更はない。改訂モデルを段階的に整備しても基準モデルと全て同一となることはない。また、連結については、連結対象調査表により基準モデルの科目に合わせ数字を組み替えることとなる。
 - ・ 公営企業だけでなく、地方独立行政法人にも連結の問題がある。
 - ・ 地方独法は国の独法に近いので、国の財務書類の作成方式に合わせている基準モデルなら、混乱は少ないと考えている。

- ・ 総務省方式改訂モデルは、浜松市の結果を受けて、実務に適用するときにはわかりやすいよう、細かな点を追加している。基準モデルと改訂モデルの違いは、2点。1点は、複式仕訳の会計伝票を起こして作成するのか、1年間の歳入歳出を集計した決算統計を使って作成するのか、という作成プロセスの違い。もう1点は、ひな形も含めた会計処理の考え方の違い。段階的に台帳整備と複式簿記の導入を行っていけば、作成プロセスの違いについては同じになるのではないかと考えている。しかし、資産評価マニュアルを基準モデルと共有するとしても、会計処理の考え方の違いについては、若干の差異は残るのではないかと。また、連結については基本的に普通会計の基準に合わせて対応することとなるが、普通会計が段階的に整備されていくので、連結対象に対して現段階ですべて時価評価せよ、ということとはできない。
- ・ 貸借対照表のひな形は、基準モデルは形態別、改訂モデルは目的別にグルーピングしている。建物を建てる場合、予算によってその目的は決まっているので、例えば、「福祉」の「建物」という目的と形態の2つの属性を持つことになる。目的に着目して集計すれば改訂モデルの形、形態に着目して集計すれば基準モデルの形ができるので、台帳の段階的整備が進めば、基本的な中身はほぼ同じとなるのではないかと。
- ・ 段階的という意味は、複式簿記で個別の取引ごとに整理をし、資産を把握する方式へ切り替えるまでの間の代替手段として、決算統計数値を使う方法を当面認めるとのことだと解釈している。
- ・ 総務省方式改訂モデルは、精緻さに欠ける部分はあるが、財務情報を可能な限り早期に開示するという目的を果たすために、簡便的な作成方法も認めるものという思想で作っている。
- ・ どこかの時点で、高機能な分析が可能な仕訳ができるような、細かいデータを付与するシステムに切り替えが行なわれるとすれば、最終的には財務省の基準とほぼ等しい形の、地方版ということになるのではないかと。
- ・ 総務省方式改訂モデルに段階的に複式簿記を導入するには、基準モデルと同様のマニュアルやシステムが必要になる。
- ・ 国会での議論はモデルが2つあってはいけないということではなく、地方団体がそれぞれ独自に取り組んで、それぞれが別の方向にいったらいけないという議論。
- ・ 複式簿記の考え方の導入を実現するためには、改訂モデルでは最終的に何をすべきかなどを明示する必要はあるのではないかと。
- ・ 1800団体に、一挙に基準モデルのように一遍にやれ、というのは困難。できないところは改訂モデルを認めるけれど、それが最終目標ではない、と。台帳整備などの準備期間を経て、複式簿記の会計方法に変わっていくという意味での段階的整備。
- ・ 制度研究会の議論では、今回は4表の開示が目的で、会計基準は中長期的に整備しよう、という取組み。

- ・ 道路などのインフラ資産の減価償却については、基準モデルは純資産変動計算書の資産減耗費に、改訂モデルではインフラ資産、事業用資産に関わらず行政サービスに提供された資産の減価償却費なので、行政コスト計算書に計上することとしている。減価償却の考え方を整理する必要があるのではないか。
 - ・ 改訂モデルをさらに複式簿記に近づけるためには科目表の整備が必要で、次のステップでそれを作り、改訂モデルのさらに改訂版、というステップがあり得る、それが段階的導入ということ。
 - ・ 改訂モデルを改善しようとした場合に、行き着く先が基準モデルであると今の段階で決めなければいけないということではないのではないか。それは自治法を改正して、公会計を法律上位置づける段階になってからの話ではないか。
 - ・ 基準モデルと改訂モデルの位置付けとしてはっきりしているのは、改訂モデルは決算統計数値の活用を代替的・簡便的に認めたものであって、永遠に存続するものではない。とりあえずスタートしてみましようというものであって、それがどこへ行くのかをここで書くこともないだろう。
 - ・ 財政学的立場からすれば、基準モデルの形態別も決算統計のような目的別の財務書類も両方欲しい。予算と決算の間における財務書類というのも、政策評価の観点から必要ではないか。
 - ・ 両モデルが、コンピュータ上で容易に作成できるのが最終的な姿。そうなるために何が必要なかを明記する必要があるのではないか。次のステップまでもうひとつ作業があると、皆さんに認識してもらいながらやってみようというのではないか。
 - ・ 民間企業の勘定科目体系は、企業ごと、業種ごとにばらばらで、開示様式で一定のルールは決まっているが、詳細な勘定科目体系を各企業が作って運用されているのが、企業の複式簿記の実務である。
 - ・ 基準モデルは、初年度に土地、工作物、山林などの膨大な資産評価を行う必要があるため、全ての地方公共団体が採用するのは難しいのではないか。総務省方式改訂モデルは取り組みやすいと思うが、システム化を行う場合は、台帳とリンクしないところが問題ではないか。決算統計における資産形成の増加につながる部分の取扱いについても検討する必要があるのではないか。
 - ・ 台帳の整備については、決算書に求められていなかったため、どこの団体も未整備という前提で取り組む必要があるのではないか。
- 今後の予定
- ・ 報告書のとりまとめにあたり、各地方公共団体からご意見を伺う。